

春の叙勲を受章された方をご紹介します

「令和8年春の叙勲」が4月に発表されました。市内からは、長年にわたる功績が認められ、次の方が受章しました。受章おめでとうございます。

瑞宝単光章



元九州医療センター看護部長
西山ゆかりさん
(安岐町下原)
1985年から看護業務に尽力し、地域医療に貢献されました。

令和8年度の後期高齢者保険料のお知らせ

税務課 市民税係 ☎72-5156
大分県後期高齢者医療広域連合 ☎097-534-1771(代表)

令和8年度の大分県後期高齢者医療保険料率は下記の通りです。

	医療分	子ども子育て分	保険料合計
均等割額	64,200円	1,400円	65,600円
所得割率	11.25%	0.24%	11.49%
賦課限度額	850,000円	21,000円	871,000円

保険料の計算方法(令和8年度)

負担していただく保険料額は、医療分と子ども子育て分で構成されており、それぞれ被保険者全員が等しく負担する①均等割額と、所得に応じて負担する②所得割額を合計して個人単位で計算されます。

$$\begin{matrix} \text{年間保険料} \\ \text{(医療分+子ども子育て分)} \\ \text{賦課限度額 871,000円} \end{matrix} = \begin{matrix} \text{①均等割額} \\ \text{(医療分+子ども子育て分)} \\ \text{65,600円} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{②所得割額} \\ \text{(医療分+子ども子育て分)} \\ \text{前年所得(※)×11.49\%} \end{matrix}$$

※前年所得とは、前年の総所得金額等から基礎控除額を差し引いた金額となります。

《均等割額の軽減》

●世帯の状況に応じて下記のとおり均等割が軽減されます。

軽減割合	軽減判定所得(世帯主および世帯の被保険者の総所得金額等の合計)が以下に該当する世帯
7.2割(医療分) 7割(子ども子育て分)	「基礎控除額(43万円)+10万円×{年金・給与所得者数-1}」を超えない世帯
5割	「基礎控除額(43万円)+31万円×世帯の被保険者数+10万円×{年金・給与所得者数-1}」を超えない世帯
2割	「基礎控除額(43万円)+57万円×世帯の被保険者数+10万円×{年金・給与所得者数-1}」を超えない世帯

ペットボトルの適切な排出にご協力をお願いします

環境衛生課 環境衛生係 ☎72-9001

4月からペットボトルの収集が厳格化されていますが、ルールに沿わない出し方をされているものが散見されます。リサイクルを円滑に進めるため、今一度、ペットボトルの正しい出し方をご確認いただき、適切な回収にご協力をお願いします。

出し方の手順

①キャップを外す

醤油や調味料など、キャップが取れにくい場合は、各メーカーのホームページなどで外し方をご確認ください。



②ラベルをはがす

外したラベルは「可燃ごみ」として出してください。また、焼酎やウイスキーなどの容器に貼られている「万引き防止用

タグ」も必ずはがしてください。タグが残っているとリサイクルに支障があるため、回収できません。



万引き防止タグ

③中を洗って乾かす

水またはぬるま湯ですすぎ、よく水切りをしてください。

④袋にペットボトルのみ入れて不燃物集積所に出す

45Lまでの透明なビニール袋(中身が容易に確認できる場合は半透明な袋でも可)または旧指定ごみ袋(ペットボトル・あきかん・あきびん用)に入れ、決められた不燃物集積所へ出してください。

このようなときは可燃ごみへ

- キャップやラベルが外せない場合
- 洗っても汚れが落ちない場合
- 食用油・オイルドレッシングなど油脂製品が入っていた容器

このようなペットボトルは回収できません

- 袋の中にペットボトルではない容器が混入している
- キャップやラベルなどが外されていない
- 飲み終えたコーヒーなどの跡がついている
- 万引防止タグ(シール状の物)がついている

「不法投棄」と「野外焼却」は法律で禁止されています！

環境衛生課 環境衛生係 ☎72-9001

「不法投棄」は悪質な犯罪です。ごみを捨てることは、景観を損なうだけでなく、土壌や地下水の汚染など、地域の環境に深刻な被害をおよぼします。たとえ自分の土地であっても、ごみを捨てることは「廃棄物処理法」で固く禁じられています。また、焼却施設以外でごみを燃やす「野外焼却(野焼き)」も、一部の例外を除いて同法により禁止されています。ごみは必ず定められたルールに従って処分してください。

例外として認められる野外償却

- 国や地方自治体が施設管理を行うために必要な廃棄物の焼却(河川や道路そばの草焼きなど)
- 災害の予防、応急対応または復旧のために必要な廃棄物の焼却
- 風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却(正月のしめ縄や門松をたく行事など)
- 農業、林業または漁業でやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却(焼き畑、畔の草焼きなど)

- 日常生活を営むうえで通常行われる小規模なもの(落ち葉たき、キャンプファイヤーなど)

注意事項

- 例外に該当する場合でも、次の点に注意してください。
- 風向きや時間帯に十分配慮し、他人の迷惑や交通の妨げになる焼却はやめましょう。
- ビニール、プラスチック、紙などの家庭ごみを混入しての焼却はできません。

揚煙の届け出について

焼却禁止の例外に該当する場合で、火災と紛らわしい場合は、消防署へ届け出てください(この届け出は野焼きを許可するものではありません)。

不法投棄を見かけたら

不法投棄を見かけたら、現場には触れず、不法投棄者の特徴や車両のナンバー、投棄された場所、廃棄物の種類などを通報してください。

通報先

- 国東警察署(☎72-2131)または所轄の警察官駐在所
- 東部保健所 国東保健部(☎72-1127)
- 環境衛生課(☎72-9001) または各総合支所地域振興課